

参考

## 第1回から第3回までの整理

## 第1回から第3回までの整理

### 1. 「94 その他の各種事業」の状況

次頁以降に、第1回検討会資料39、40、41頁を加工して再掲しています。

### 2. 細目間の比較

次頁以降に、以下の事項について記載しています。

(1) 各細目の概念

(2) 日本標準産業分類との対応関係

(3) 保険集団の規模

### 3. 主な委員指摘事項

次頁以降に、第1回から第3回までの指摘事項を記載しています。

### 4. 業種区分の見直しに係る考え方

第1回検討会資料33頁の内容を再掲しています。

なお、各細目に係るヒアリング状況等については、第2回及び第3回検討会資料のうち、下記の箇所に記載があります。

細目	ヒアリングにご協力いただいた業界団体	記載箇所
9425 教育業	(一社) 全国産業人能力開発団体連合会	第2回資料 76~81頁
9431 医療業	(公社) 日本医師会	第2回資料 70~73頁
9432 社会福祉 又は介護事業	(一社) 全国児童発達支援協議会 (社福) 全国社会福祉協議会全国身体障害者施設協議会 (公財) 日本知的障害者福祉協会 (社福) 全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会 (公社) 全国老人保健施設協会 (公社) 全国老人福祉施設協議会 (一社) 日本在宅介護協会	第3回資料 18~22頁 第3回資料 23~26頁 第3回資料 27~31頁 第3回資料 32~35頁 第3回資料 36~40頁 第3回資料 41~44頁 第3回資料 45~48頁
9433 幼稚園	全国国公立幼稚園・こども園長会	第3回資料 66頁
9434 保育所	(公社) 全国私立保育園連盟	第3回資料 52~55頁
9435 認定こども園	特定非営利活動法人全国認定こども園協会	第3回資料 58~64頁
9436 情報サービス業	(一社) 情報サービス産業協会 (一社) コンピュータソフトウェア協会	第2回資料 63~67頁 第2回資料 56~62頁

上記のほか、以下の箇所もご参照下さい。

- ・学校教育の作業態様、労働災害防止対策等については、第3回資料8~9頁、
- ・看護職の作業態様、労働災害防止対策等については、第3回資料4~5頁。

## 1. 「94 その他の各種事業」の状況

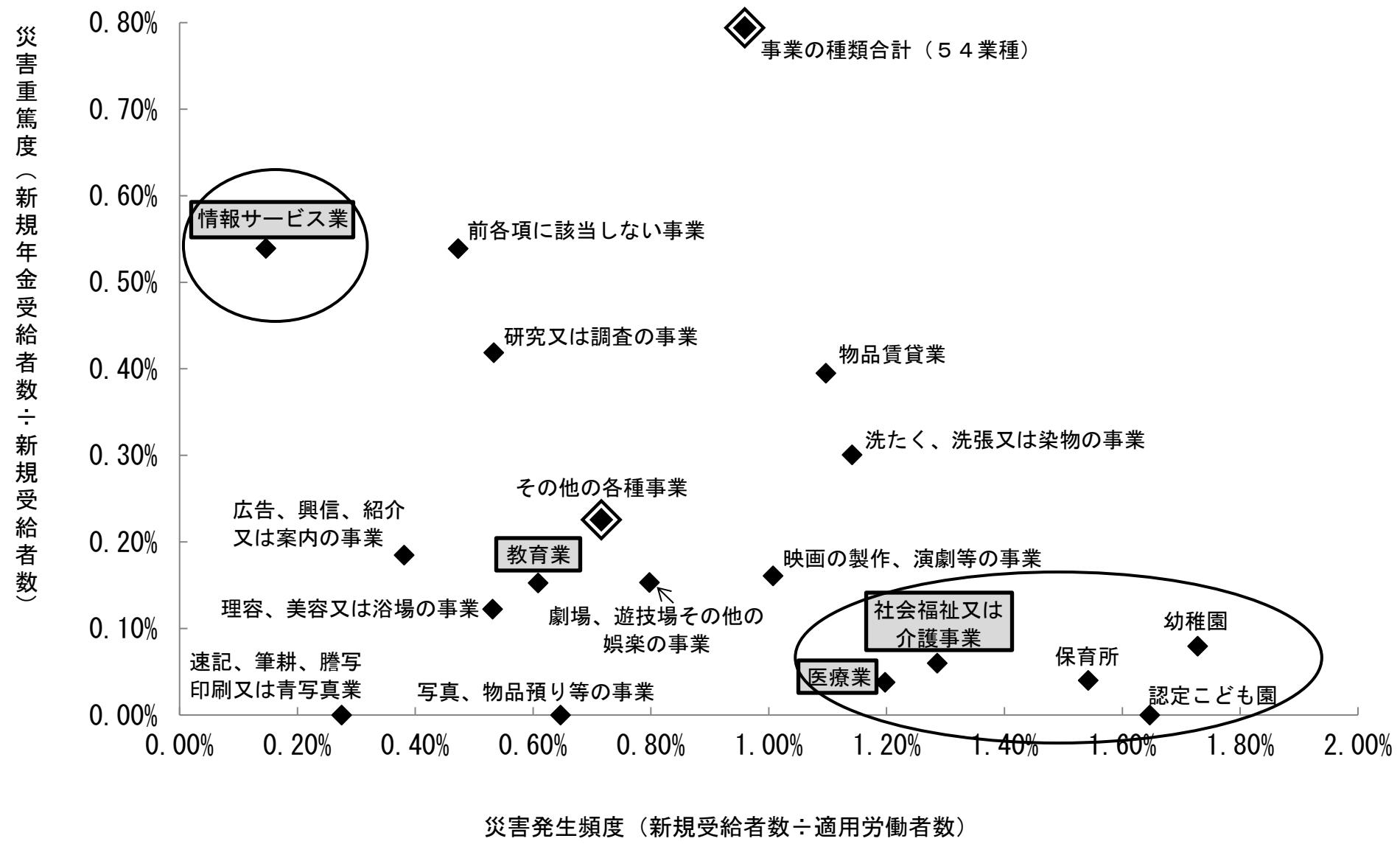
## 労災保険率の業種別・適用事業場数及び適用労働者数

(平成28年度末時点)

業種	現行料率	事業場数	構成比	労働者数	構成比
全業種		2,787,965	100.0%	57,484,440	100.0%
林業		14,258	0.5%	64,596	0.1%
漁業		3,776	0.1%	28,648	0.0%
鉱業		3,008	0.1%	22,242	0.0%
建設事業		647,785	23.2%	5,046,790	8.8%
製造業		366,471	13.1%	8,601,095	15.0%
運輸業		74,142	2.7%	2,903,115	5.1%
電気、ガス、水道又は熱供給の事業		2,375	0.1%	152,969	0.3%
船舶所有者の事業		4,665	0.2%	55,742	0.1%
その他の事業		1,671,485	60.0%	40,609,243	70.6%

林業	02又は03	林業	60	14,258	0.5%	64,596	0.1%
漁業	11	海面漁業	18	2,065	0.1%	19,396	0.0%
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	1,711	0.1%	9,252	0.0%
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	78	0.0%	1,142	0.0%
	23	石灰石鉱業又はドロマイド鉱業	16	168	0.0%	2,787	0.0%
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5	30	0.0%	1,148	0.0%
	25	採石業	49	1,248	0.0%	9,234	0.0%
	26	その他の鉱業	26	1,484	0.1%	7,931	0.0%
建設事業	31	水力発電、ずい道等新設事業	62	656	0.0%	20,873	0.0%
	32	道路新設事業	11	2,140	0.1%	32,441	0.1%
	33	舗装工事業	9	6,559	0.2%	52,699	0.1%
	34	鉄道又は軌道新設事業	9	175	0.0%	4,071	0.0%
	35	建築事業	9.5	405,609	14.5%	3,435,232	6.0%
	38	既設建築物設備工事業	12	111,990	4.0%	482,123	0.8%
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	17,228	0.6%	257,746	0.4%
	37	その他の建設事業	15	103,428	3.7%	761,605	1.3%
製造業	41	食料品製造業	6	44,684	1.6%	1,363,560	2.4%
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4	18,632	0.7%	366,195	0.6%
	44	木材又は木製品製造業	14	20,105	0.7%	199,175	0.3%
	45	パルプ又は紙製造業	6.5	806	0.0%	48,466	0.1%
	46	印刷又は製本業	3.5	15,873	0.6%	275,579	0.5%
	47	化学工業	4.5	13,113	0.5%	579,358	1.0%
	48	ガラス又はセメント製造業	6	1,424	0.1%	55,127	0.1%
	66	コンクリート製造業	13	5,164	0.2%	72,691	0.1%
	62	陶磁器製品製造業	18	1,260	0.0%	23,074	0.0%
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26	5,372	0.2%	58,043	0.1%
	50	金属精錬業	6.5	2,507	0.1%	177,911	0.3%
	51	非鉄金属精錬業	7	836	0.0%	39,339	0.1%
	52	金属材料品製造業	5.5	1,777	0.1%	67,401	0.1%
	53	鋳物業	16	2,269	0.1%	46,688	0.1%
	54	金属製品製造業又は金属加工業	10	52,593	1.9%	691,343	1.2%
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	1,296	0.0%	20,856	0.0%
	55	めつき業	7	2,105	0.1%	38,139	0.1%
	56	機械器具製造業	5	42,228	1.5%	828,917	1.4%
	57	電気機械器具製造業	2.5	27,331	1.0%	1,401,919	2.4%
	58	輸送用機械器具製造業	4	54,380	2.0%	1,237,063	2.2%
	59	船舶製造又は修理業	23	7,396	0.3%	75,748	0.1%
	60	計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	5,846	0.2%	243,982	0.4%
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3,255	0.1%	35,180	0.1%
	61	その他の製造業	6.5	36,219	1.3%	655,341	1.1%
運輸業	71	交通運輸事業	4	13,851	0.5%	784,632	1.4%
	72	貨物取扱事業	9	58,664	2.1%	2,072,795	3.6%
	73	港湾貨物取扱事業	9	678	0.0%	19,477	0.0%
	74	港湾荷役業	13	949	0.0%	26,211	0.0%
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	2,375	0.1%	152,969	0.3%
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	47	4,665	0.2%	55,742	0.1%
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13	63,199	2.3%	370,531	0.6%
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13	22,554	0.8%	263,260	0.5%
	93	ビルメンテナンス業	5.5	22,931	0.8%	1,118,929	1.9%
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	14,783	0.5%	754,591	1.3%
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	6,590	0.2%	419,240	0.7%
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	554,923	19.9%	14,782,168	25.7%
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5	66,313	2.4%	1,914,775	3.3%
	94	その他の各種事業	3	920,192	33.0%	20,985,749	36.5%

## 「94その他の各種事業」の各細目の災害発生頻度及び重篤度（平成28年度）



「94その他の各種事業」の細目別適用状況（平成28年度）

番号	事業の種類・事業の種類の細目	① 適用事業場数	構成比	② 適用労働者数	構成比	③ 新規受給者数 (業災)	④ 新規年金 受給者数 (業災)	③÷② 災害発生頻度	④÷③ 災害重篤度
94	その他の各種事業	920,192	33.0%	20,985,749	36.5%	150,182	339	0.72%	0.23%
9411	広告、興信、紹介又は案内の事業	27,270	1.0%	567,924	1.0%	2,165	4	0.38%	0.18%
9412	速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業	1,195	0.0%	72,711	0.1%	200	0	0.28%	0.00%
9418	映画の製作、演劇等の事業	4,863	0.2%	61,755	0.1%	622	1	1.01%	0.16%
9419	劇場、遊技場その他の娯楽の事業	13,785	0.5%	572,902	1.0%	4,568	7	0.80%	0.15%
9420	洗たく、洗張又は染物の事業	7,442	0.3%	174,878	0.3%	1,996	6	1.14%	0.30%
9421	理容、美容又は浴場の事業	57,743	2.1%	307,682	0.5%	1,635	2	0.53%	0.12%
9422	物品賃貸業	9,113	0.3%	253,939	0.4%	2,786	11	1.10%	0.39%
9423	写真、物品預り等の事業	4,444	0.2%	58,141	0.1%	376	0	0.65%	0.00%
9425	教育業	36,751	1.3%	1,616,368	2.8%	9,834	15	0.61%	0.15%
9426	研究又は調査の事業	10,485	0.4%	358,438	0.6%	1,911	8	0.53%	0.42%
9431	医療業	163,917	5.9%	3,306,679	5.8%	39,593	15	1.20%	0.04%
9432	社会福祉又は介護事業	74,300	2.7%	2,462,536	4.3%	31,664	19	1.29%	0.06%
9433	幼稚園	5,368	0.2%	72,811	0.1%	1,258	1	1.73%	0.08%
9434	保育所	15,883	0.6%	325,244	0.6%	5,015	2	1.54%	0.04%
9435	認定こども園	1,781	0.1%	32,191	0.1%	530	0	1.65%	0.00%
9436	情報サービス業	35,716	1.3%	1,140,498	2.0%	1,669	9	0.15%	0.54%
9416	前各項に該当しない事業	447,755	16.1%	9,378,156	16.3%	44,350	239	0.47%	0.54%
事業の種類合計（54業種）		2,787,965	100.0%	57,484,440	100.0%	551,275	4,378	0.96%	0.79%

（注）細目の適用上分類不明のものが生じるため、適用事業場数・適用労働者数の細目計がその他の各種事業全体と一致しないことがある。

## 2. 細目間の比較

### (1) 各細目の概念

#### 9425 教育業

この分類には、学校、自動車教習所等の教育に関する事業が該当する。ただし、幼稚園の事業は「9433 幼稚園」に、認定こども園の事業は「9435 認定こども園」に含まれる。

スイミングクラブ、フィットネスクラブ等、商業スポーツ施設等で専門的な指導を行うことを常態とする事業は、本分類に含まれるが、専門的な指導を行うことを常態とせず、施設、設備等の提供のみを行う事業は本分類には含めず、「9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業」に含める。

#### 9431 医療業

この分類には、病院、一般診療所、歯科診療所、助産所、看護業、療術業等の医療及び保健衛生に関するサービスを行う事業が該当する。

歯科技工所並びにあん摩マッサージ指圧師、針師、灸師及び柔道整復師の施術所は、本分類に含まれる。

また、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事を行う動物病院は、本分類に含まれる。

#### 9432 社会福祉又は介護事業

この分類には、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業等の社会福祉及び介護に関するサービスを行う事業が該当する。

ただし、保育所の事業は「9434 保育所」に、認定こども園の事業は「9435 認定こども園」に含まれる。

学童保育、放課後児童クラブ等の名称で行う放課後児童健全育成事業は、本分類に含まれる。

#### 9433 幼稚園

この分類には、幼稚園の事業が該当する。

#### 9434 保育所

この分類には、保育所の事業が該当する。

#### 9435 認定こども園

この分類には、認定こども園の事業が該当する。

#### 9436 情報サービス業

この分類には、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業等の情報サービス業及びインターネット付随サービス業の事業が該当する。

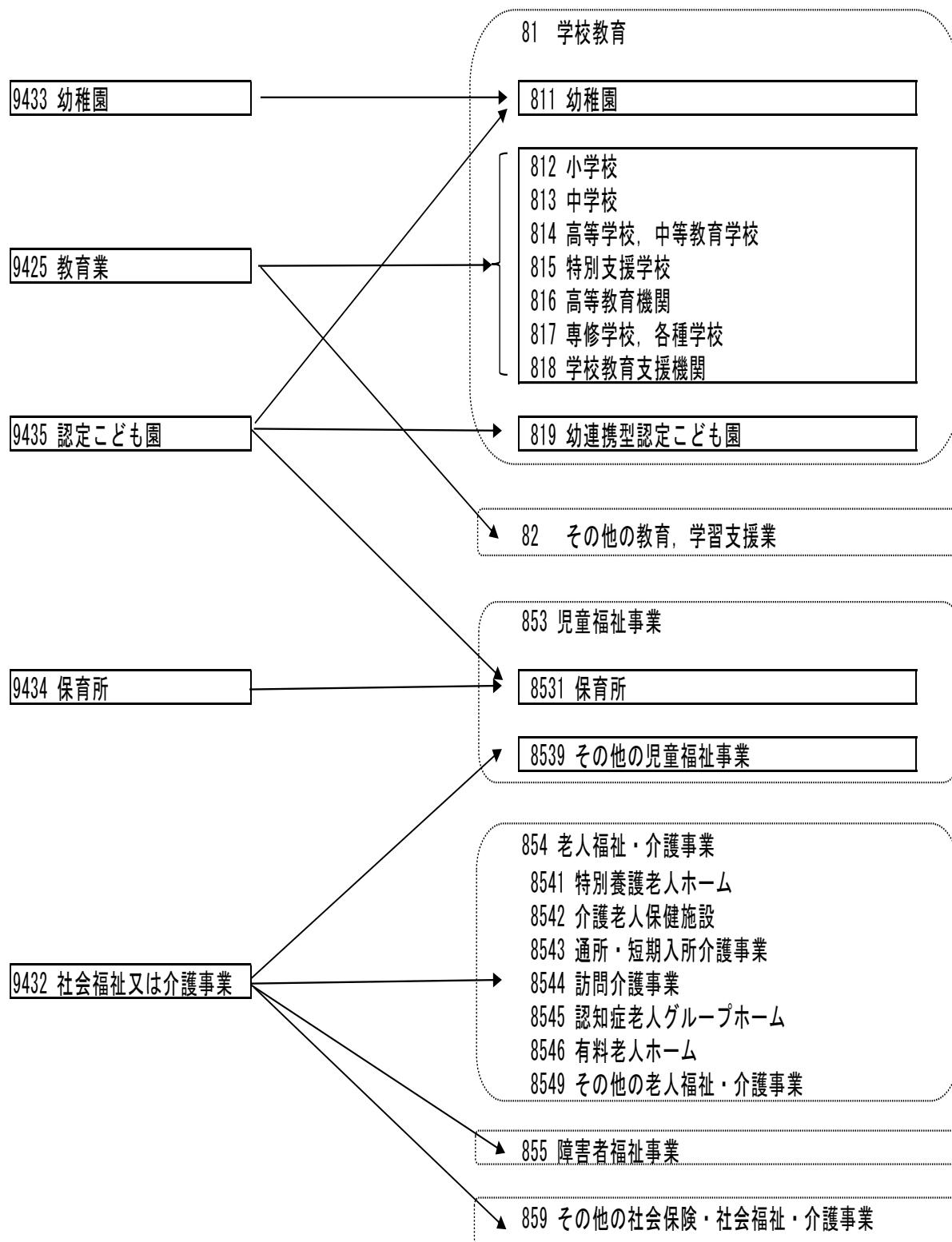
(2) 日本標準産業分類との対応関係

労災保険率適用事業細目	対応する主な日本標準産業分類
9425 教育業	81 学校教育 (811 幼稚園、819 幼保連携型認定こども園を除く) 82 その他の教育、学習支援業
9431 医療業	83 医療業 84 保健衛生 741 獣医業
9432 社会福祉又は介護事業	8539 その他の児童福祉事業 854 老人福祉・介護事業 855 障害者福祉事業 859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業
9433 幼稚園	811 幼稚園
9434 保育所	8531 保育所
9435 認定こども園	811 幼稚園 819 幼保連携型認定こども園 8531 保育所
9436 情報サービス業	39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業

9425 教育業、9432 社会福祉又は介護事業、9433 幼稚園、9434 保育所、9435 認定こども園の対応関係を図示すると次頁のとおり。

労災保険率適用事業細目

日本標準産業分類



### (3) 保険集団の規模

労災保険適用状況

労災保険率適用 事業細目	適用事業場数	適用労働者数	業災新規受給者 数	業災新規年金受 給者数
9425 教育業	H26 年度 36,153	H26 年度 1,551,492	H26 年度 10,540	H26 年度 9
	H27 年度 35,299	H27 年度 1,576,700	H27 年度 9,879	H27 年度 19
	H28 年度 36,751	H28 年度 1,616,368	H28 年度 9,834	H28 年度 15
9431 医療業	H26 年度 116,842	H26 年度 3,054,586	H26 年度 36,531	H26 年度 26
	H27 年度 161,399	H27 年度 3,222,666	H27 年度 38,555	H27 年度 16
	H28 年度 163,917	H28 年度 3,306,679	H28 年度 39,593	H28 年度 15
9432 社会福祉又 は介護事業	H26 年度 58,773	H26 年度 2,455,081	H26 年度 24,783	H26 年度 24
	H27 年度 70,744	H27 年度 2,336,156	H27 年度 29,526	H27 年度 25
	H28 年度 74,300	H28 年度 2,462,536	H28 年度 31,664	H28 年度 19
9433 幼稚園	H26 年度 3,741	H26 年度 69,274	H26 年度 505	H26 年度 2
	H27 年度 5,440	H27 年度 71,057	H27 年度 987	H27 年度 0
	H28 年度 5,368	H28 年度 72,811	H28 年度 1,258	H28 年度 1
9434 保育所	H26 年度 11,153	H26 年度 283,019	H26 年度 2,078	H26 年度 0
	H27 年度 15,317	H27 年度 306,573	H27 年度 4,038	H27 年度 2
	H28 年度 15,883	H28 年度 325,244	H28 年度 5,015	H28 年度 2
9435 認定こども 園	H26 年度 931	H26 年度 18,764	H26 年度 237	H26 年度 0
	H27 年度 1,546	H27 年度 25,523	H27 年度 358	H27 年度 0
	H28 年度 1,781	H28 年度 32,191	H28 年度 530	H28 年度 0
9436 情報サービ ス業	H26 年度 29,914	H26 年度 1,054,065	H26 年度 979	H26 年度 6
	H27 年度 33,717	H27 年度 1,078,014	H27 年度 1,534	H27 年度 13
	H28 年度 35,716	H28 年度 1,140,498	H28 年度 1,669	H28 年度 9

平成 26 年経済センサス

日本標準産業分類	民営事業所数	民営従業者数	民営雇用者数	労災保険率適用事業細目
812 小学校	289	10,531	10,531	9425 教育業
813 中学校	685	22,946	22,946	
814 高等学校、中等教育学校	1,819	115,824	115,824	
815 特別支援学校	59	2,379	2,379	
816 高等教育機関	2,271	540,057	540,057	
817 専修学校、各種学校	4,228	119,869	119,454	
818 学校教育支援機関	19	1,081	1,081	
82 その他の教育、学習支援業	151,944	821,834	720,907	
83 医療業	256,602	3,761,519	3,570,681	9431 医療業
84 保健衛生	2,552	68,575	68,218	
741 獣医業	9,710	49,316	43,118	
8539 その他の児童福祉事業	11,531	141,644	141,231	9432 社会福祉又は介護事業
8541 特別養護老人ホーム	8,699	569,807	569,807	
8542 介護老人保健施設	3,713	281,156	281,156	
8543 通所・短期入所介護事業	31,713	486,147	486,055	
8544 訪問介護事業	18,768	392,339	392,288	
8545 認知症老人グループホーム	10,321	178,361	178,354	
8546 有料老人ホーム	6,458	190,510	190,500	
8549 その他の老人福祉・介護事業	13,819	127,274	127,220	
855 障害者福祉事業	23,956	364,801	364,730	
859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業	4,911	107,778	107,722	
811 幼稚園	8,237	149,261	148,830	9433 幼稚園 9435 認定こども園
8531 保育所	22,228	452,812	449,474	9434 保育所 9435 認定こども園
819 幼保連携型認定こども園	-	-	-	9435 認定こども園
39 情報サービス業	36,019	1,074,381	1,073,669	9436 情報サービス業
40 インターネット附随サービス業	5,033	83,093	82,809	

(注 1) 雇用者数=有給役員+常用雇用者+臨時雇用者

(注 2) 平成 26 年経済センサスでは、819 幼保連携型認定こども園は表章されていない。

### 3. 主な委員指摘事項

(第1回から第3回までのもの。第4回以降、更なるご指摘をいただく。)

- 再編要否の判断に際しては、平成17年3月の基本方針や平成25年3月の報告書に掲げる要件を勘案すべき。
- 労災保険の社会保険的性格を踏まえると、保険集団内の均質性が大きく損なわれない限りは、業種を分割するには及ばない。ただし、相互扶助の観点から許容可能な範囲の相違であるか否かを評価するため、実務に支障のない範囲で、労災業務データを取得できる粒度を工夫すべき。
- 労災保険が被災前の労働者の属性を把握しない仕組みとなっていることは理解するものの、雇用形態の相違が、作業様式や労働災害防止対策に一定の影響を与える可能性があることにも留意すべき。
- 職業や職種毎に役割分担が明確になっている業界においては、事業主団体が作業様式の詳細を全て把握できるとは限らない可能性もある。職能団体の知見も有用ではないか。
- 仮に、業界として労働災害防止対策に取り組むことが困難であったとしても、その事実のみを以て、業種区分の再編を見送る必要はない。事業主の労働災害防止インセンティブと、業界としての労働災害防止インセンティブは、必ずしも一致しない。
- 業種区分の主たる目的は、事業主に労働災害防止インセンティブを与えることである以上、労働災害防止対策に共通点／相違点がないかに留意すべき。作業様式や労働災害発生形態に共通点があっても、業界毎に取るべき対策が共通するとは限らない。
- 労働災害や作業様式の特性についての業界団体の認識が、客観的なデータと合致しているかを検証すべき。現時点でデータでの検証が困難な場合、労災業務データを取得できるようにすべき。
- 業種区分を考慮する要素として災害の種類や作業様式がある以上、労災業務データを、労働者死傷病報告に基づく統計や、日本標準産業分類を用いた統計と組み合わせて分析できることが重要。分類間の対応関係が多対多になることを踏まえた分析手法を工夫すべき。
- 職業が異なれば作業様式に一定の差違が生じ得ると仮定することは問題ないが、一つの事業は複数の職業及び職種で構成されるのが当然。被災前の労働者の属性を把握せず、かつ、一事業場につき一つの業種を適用するという原則を維持する限り、職業の相違／共通性が業種の相違／共通性に直結するわけではないことにも留意すべき。

- 老人介護事業のように、サービス利用者の属性に共通性があったとしても、施設と個人宅等、サービスを提供する場所が異なるものについては、作業態様や労働災害発生形態が異なる可能性もあるので、労災業務データを取得して比較できるようにすべき。
- 保育所とそれ以外の児童福祉事業にどのような相違があるかを検証するために、労災業務データを取得して比較できるようにすべき。
- 検討対象となった業界に関する団体全てにヒアリングする必要はないものの、ヒアリングに協力してくださった業界団体が、どのような意味で業界を代表しているかは、意識しておく必要がある。

#### 4. 業種区分の見直しに係る考え方

近年の業種区分の見直しは、「労災保険率の設定に関する基本方針」（平成 17 年 3 月 25 日）及び「労災保険の事業の種類に係る検討会報告書」（平成 25 年 3 月 21 日）で整理された考え方に基づき行われてきた。

##### 労災保険率の設定に関する基本方針（平成 17 年 3 月 25 日）（抄）

###### 1 業種別の設定

労災保険率は、業種別に設定する。

労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の類似性のある業種グループ等に着目して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することとする。

その際には、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等について斟酌しつつ、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等をも勘案する。

##### 労災保険の事業の種類に係る検討会報告書（平成 25 年 3 月 21 日）（抄）

業種の区分の再編は、「労災保険率の設定に関する基本方針」（平成 17 年 3 月 25 日制定）を基本とし、具体的には次のことも考慮すべきである。

###### （1）業種の区分の分離

- ① その他の各種事業は、平成 18 年度の業種区分の再編以降も、適用事業場数の 3 分の 1 を占めているが、このような大きな保険集団を分離する時には、関係業界団体等の組織・活動状況が労働災害防止活動を期待できるような状況であること。
- ② 新たに分離した業種の労災保険率が、労働災害防止のインセンティブを事業主に喚起させるような労災保険率であること

###### （2）業種の区分の統合

- ① 労災保険率は、災害の重篤さも含めた災害率に該当するものであることから、統合する対象の業種双方の労災保険率がほぼ同等であること
- ② 統合する対象の業種における作業態様が類似していること
- ③ 統合により、関係業界団体等の労働災害防止活動が停滞しないように、組織・活動状況を斟酌すること
- ④ 小さな保険集団をできる限りなくすため、統合する業種の区分の対象に、年間の新規受給者数が 1,000 人未満の業種の区分が含まれていること
- ⑤ 統合した業種の区分に係る災害率を経年的に把握・分析すること

なお、製造業以外の産業では、①業種の区分数が少ないと、②産業の分類内の労災保険率に著しい差があることから、現状では、製造業内での業種の区分の再編を図るべきである。